

虐待防止委員会 2025. 9. 30 AM9:30～9:50

出席者：小林 中田 高崎 万木 関塚

虐待防止チェック表への記入後、研修の演習①②で使用した事例とワークシートを使って虐待を起さない、繰り返さないためにどうしたら良いかディスカッションを行った。

「これって虐待なの？」について意見交換を行った。

「起さない、繰り返さない」ために出来ること

- ・利用者さんを知る
- ・行動や心理状態を理解する
- ・安心して作業が出来るような環境を整える
- ・翌日の行動、活動に変更があった場合、施設内で共有していく
- ・パニック時の対応マニュアルを作成する
- ・担当を見直す
- ・複数人で対応をする チェンジが出来る体勢をとっていく
- ・利用者さんとの信頼関係を作る
- ・起こった出来事を全職員が共有する
- ・クールダウンできる場所を作る
- ・急な予定変更がないように日頃から意識していく
- ・報連相の徹底
- ・朝礼で当日の動きの確認

上記の事を達成するために取り組むこと

- ・利用者さんを知るために、多く関わり関係性の構築をする。モニタリング。パニック時のマニュアル作成。支援計画の再読。定期的なミーティング。特性の理解。
- ・配置を見直すために、適切な人員配置を考える。業務におけるストレスの分析をする。職員と定期的な面談を行う。
アンガーマネージメントを行う。

- ・職員のスキルアップのために研修を行う。権利擁護意識を高めるために研修を行う。支援会議を行い支援方法の統一化を目指す。研修を受けやすい施設の環境を作る。

「これって虐待なの？」と迷った出来事

- ・喧嘩をしている小2男児（戦いごっこ）に声をかけるがおさまる様子がなく、手で止めるジェスチャーを行うも変化がなかった。危険を感じたため、飛びかかる男児を体で止めた。止める力が強くなってしまったが身体拘束になってしまふのか気になった。

命の危険を感じた時や怪我に繋がりそうな時は行動を止める必要がある。
その子の「こうしたい」という気持ちを理解する気持ちを忘れずに支援をしていくことが大事だと考える。

- ・無視をする。利用者が職員にしつこく何かを訴えるが初めから無視をしてしまうこと。

状況よるが、反応し対応してしまう事で不適切な行動が続く場合は無視（反応しない）ことも必要だ。

一旦受容してその後は対応しないという事を伝えてからにした方が良い。

- ・作業や活動の拒否がある場合、参加を促すやり方で気になったことがある。

無理に引っ張ったり引きずって連れて行くなどは問題かと思うが、体の向きを変えるなどきっかけになる場合もあると思う。利用者さんの表情を観察しながら精神的に負担にならないよう気を付けていけば良いと考える。

- ・「〇〇やらないと〇〇できないよ」という声掛けは虐待なのかな？といつも不安になる。

「〇〇ができると〇〇ができる」という励みになる可能性もある。励み（目標）を設定する事も大事な事。出来た！だから〇〇ができた！に繋がる事もあるのでNGではないと思う。

まとめ

虐待なのかもしれない... という意識をもって自分の行動を振り返る事が虐待防止に繋がるのではないか。

風通しの良い職場環境を作る事が大切だ。

上司に報告、同僚に相談ができるよう日頃から話しやすい環境を作っていく。

虐待防止チェックリスト 職員用（通所施設）

	よく ある	時々 ある	たまに ある	ない
1. 通所者への体罰など				
①通所者に対して殴る、蹴る、その他けがをさせるような行為を行ったことがある。				9
②通所者に対して、身体的拘束や長時間正座、直立等の肉体的苦痛を与えたことがある。				9
③通所者に対して、食事・おやつを抜くなどの人間の基本的欲求に関わる罰を与えたことがある。				9
④通所者に対する他の職員の体罰を容認したことがある。				9
2. 通所者への差別	よく ある	時々 ある	たまに ある	ない
①通所者を子ども扱いするなど、その人の年齢にふさわしくない接し方をしたことがある。				9
②通所者の障がいの程度、状態、能力、性、年齢等で差別したことがある。				9
③障がいにより克服困難なことを、通所者本人の責めに帰すような発言をしたことがある。				9
④通所者の言葉や歩き方等の真似をしたことがある。		1		8
⑤通所者の行為を嘲笑したり、興味本位で接したことがある。				9
3. 通所者に対するプライバシーの侵害	よく ある	時々 ある	たまに ある	ない
①職務上知り得た通所者個人の情報を他に漏らしたことがある。				9
②通所者の同を事前に得ることなく、所持品等を確認したことがある。				9
③ a(男性職員が) 女性通所者の衣服の着脱、排泄、生理等の介助をしたことがある。	2 保護者に確認済			7
③・ b(女性職員が) 男性通所者の衣服の着脱、排泄等の介助をしたことがある。	3 保護者に確認済	2	4	
④通所者本人や家族の了解を得ずに、本人の写真や制作した作品を展示したことがある。				9
4. 通所者の人格無視	よく ある	時々 ある	たまに ある	ない
①通所者を呼び捨てやあだ名、子どものような呼称で呼んだことがある。	4	1	1	3
②通所者に対して、威圧的な態度や命令口調で話したことがある。				9
③通所者の訴えに対して、無視や拒否をするような行為をしたことがある。			2 保護者は確認済	7
④通所者を長時間待たせたり、放置したりしたことがある。				9
⑤担当専門医の指示によらず職員自らの判断で薬物を使用したことがある。				9
5. 通所者への強要制限	よく ある	時々 ある	たまに ある	ない
①通所者に対して、わいせつな発言や行為をしたことがある。				9
②通所者の作業諸活動に対して、いたずらにノルマを課したことがある。				9
③通所者に嫌悪感を抱かせるような作業訓練などを強要したことがある。				9
④家族友人等への電話や手紙など連絡を制限したことがある。				9

虐待防止チェックリスト 施設用

	よく ある	時々 ある	たまに ある	ない
1. 規定、マニュアルやチェックリスト等の整備				
①倫理綱領、職員行動規範を定め、職員への周知ができている。	9			
②虐待防止マニュアルやチェックリスト等について、職員に周知徹底すると共に活用している。	7	2		
③緊急やむを得ない場合の身体的拘束等の手続き、方法を明確にし、利用者や家族に事前に説明を行い、同意を得ている。	7	1		1
④個別支援計画を作成し、適切な支援を実施している。	9			
⑤利用者の家族から情報開示を求められた場合は、いつでも応じられるようにしている。	9			
2. 風通しの良い職場環境づくりと職員体制				
①職員会議等で情報の共有と職員間の意思疎通が図られている。	8	1		
②上司や職員間のコミュニケーションが図られている。	5	3	1	
③適正な職員配置ができている。	5	4		
3. 職員への意識啓発と職場研修の実施				
①職員への人権等の意識啓発が行われている。	8	1		
②職場での人権研修等が開催されている。	5	3	1	
③職員の自己研さんの場が設けられている。	5	4		
4. 利用者の家族との連携				
①利用者の家族等と定期的に連絡調整が図られている。	9			
②利用者の家族と支援目標が共有できている。	9			
③職員として利用者の家族から信頼を得られている。	8		1	
5. 外部からのチェック				
①虐待の防止や権利擁護について、外部の専門家による職員の評価、チェックを受けている。	6		1	2
②施設事業所の監査において、虐待防止に関するチェック等を実施している。	7	1	1	
③地域ボランティアの受け入れを積極的に行っている。	4	2	2	1
④実習生の受け入れや職場見学を随時受けている。	5	2	2	
6. 苦情、虐待事案への対応等の体制整備				
①虐待防止に関する責任者を定めている。	8	1		
②虐待防止や権利擁護に関する委員会を施設内に設置している。	7		1	1
③職員の悩みを相談できる相談体制を整えている。	6	2	1	
④施設内で虐待事案の発生時の対処方法、再発防止策等を具体的に文章化している。	7	1	1	